

改葬の許可申請に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。)第5条第1項の規定による改葬申請における許可について、事務の統一や円滑な事務処理を図るため、行政手続法(平成5年法律第88号。)第5条第1項の規定に基づき、審査基準を定める。

(定義) - 墓地、埋葬等に関する法律第2条第3項 解説 -

第2条 この基準において、改葬とは埋葬した死体(妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。)を他の墳墓に移し、又は埋蔵、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すことをいい、場所的な移動を伴うものであり、過去に埋葬した死体を火葬し、他の墳墓に移すことも含まれるものであるが、埋葬した死体を火葬し、同一墳墓へ戻す行為及び埋蔵した焼骨を洗骨して同一墳墓に移す行為は該当しない。

(申請書の内容等) - 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第2条 -

第3条 改葬の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)
- (2) 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- (3) 埋葬又は火葬の場所
- (4) 埋葬又は火葬の年月日
- (5) 改葬の理由
- (6) 改葬の場所
- (7) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあっては、第7条の規定による。)
- (2) 墓地使用者等以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(無縁墳墓の改葬申請) - 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条 -

第4条 死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 無縁墳墓等の写真及び位置図
- (2) 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかった旨を記載した書面

(3) 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(土地区画整理事業等の改葬申請) - 墓地、埋葬等に関する法律第5条 解説 -

第5条 土地区画整理事業、道路工事等の場合において既存の墳墓の改葬の必要が生じたときは、工事施工者等が墓地使用者等の改葬についての承諾書を添えて改葬の申請を行うことも認めるものとする。

(墓地等の全部又は大部を改葬する場合の申請) - 昭和31年10月1日 衛公発第1694号

第6条 都市計画実施等による墓地等の全部又は大部を改葬する場合において、一霊位1枚の様式によることが原則であるが、数千霊位の改葬については、墓地使用者等の改葬についての承諾書を添え、1枚十数霊位の連記或は、改葬の理由、改葬の場所、申請者の住所氏名等全体に通ずる項のみを正規の様式に抛り、死亡者の本籍、住所、氏名、性別等その他一霊位個々にわたる項のみを別紙に連記することもできるものとする。

(管理者の証明が取れない場合)

第7条 改葬申請にあたり、墓地等の管理者が埋葬若しくは、埋蔵又は収蔵の事実の証明を拒んだ場合は、次のとおりとする。

(1) 当該管理者に証明書を出させるよう指導し、なお拒んだ場合は、これにかわる立証の書面をもって取り扱うこととする。 - 昭和30年3月28日 衛環第22号 回答 -

(2) 土地収用法による改葬において墓地等の管理者の証明を得られないときは、菩提寺の住職の証明によることができるものとし、さらに、住職の証明が得られない場合は、市長の証明によることができるものとする。 - 昭和47年5月16日 衛環第88号 回答 -

2 個人墓地の改葬申請においては、証明する墓地等の管理者がいないため、過去の経緯等を記載した書面を添付のうえ、土地所有者の証明によることができるものとする。 - 平成6年9月12日 県環境衛生課 照会 -

(焼骨の一部を他の墓地等に移す場合) - 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条 -

第8条 焼骨の一部を他の墓地等に移す場合は、改葬には該当せず、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)第5条の規定によるものとする。

(国外で火葬した焼骨の取り扱い) - 昭和30年11月15日 衛環第84号 回答 -

第9条 市内に居住する者で、引揚者等であって、国外で火葬した焼骨を持ち帰った者が、その焼骨を埋蔵又は収蔵するための許可を申請した場合において、火葬を証する書類のないときの取り扱いについては、特殊の事情による特例として改葬の手続きにより取り扱うこととし、その場合には、その焼骨の現に存する地である市長は、国外で火葬したことの事実を証する書面を発行し、これを以て墓地等の管理者の証明に代え改葬の許可を与えることとする。

(死体又は焼骨が既に存しない場合) - 昭和32年3月28日 衛環第23号 回答 -

第10条 過去数十年前に死体を埋葬し、その死体(又は骨)が既に消滅したなどの場合において、死体又は焼骨が既に存しない場合であれば、改葬には該当しないものとして取り扱うものとする。

附 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。 - 保健環境部総務課扱い -

この基準は、平成11年5月1日から施行する。 - 保健所公衆衛生課扱い -

この基準は、平成19年4月1日から施行する。 -生活文化部市民生活課扱い-

(参考)官報及び立札の記載例

無縁墳墓等改葬公告

浜松市 区 町地内 事業のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成 年 月 日

— 墳墓等所在地 静岡県浜松市 区 町 番地

— 墳墓等の名称 不明 合計 基

— 死亡者の本籍及び氏名 不詳

— 改葬を行おうとする者 静岡県浜松市 区 町 番地

連絡先 - -

官報掲載依頼先

〒420-8691

静岡市葵区追手町10番121号

政府刊行物 静岡サービスステーション

株式会社 静岡県官報販売所

電話 054-253-2661